

# 消費者保護基本法の一部を改正する法律

(平成一六年六月二日法律第七号)(衆)

## 一、提案理由(平成一六年五月一四日・衆議院本会議)

山本公一君 ただいま議題となりました三法案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、消費者保護基本法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年、消費者が商品及びサービスに関し事業者との間でトラブルに遭うケースが急増し、その内容も多様化、複雑化している等、消費者を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。消費者政策を充実強化し、消費者が安全で安心できる消費生活を送ることができる環境を整備するため、本基本法を今日の経済社会にふさわしいものに見直すことを内容とする本案を提案した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにすることとしております。

第二に、消費者契約の適正化を新たに規定する等、基本的な施策を充実強化することとしております。

第三に、消費者政策を計画的、一体的に推進するため、消費者基本計画を策定するとともに、現行の消費者保護会議を消費者政策会議とし、その機能を充実強化することとしております。

第四に、これらの改正に伴い、法律の題名を消費者基本法に改めることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

本案は、去る五月十二日の内閣委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

……………(略)……………

以上が、三法案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

## 二、参議院内閣委員長報告(平成一六年五月二六日)

和田ひろ子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

現行の消費者保護基本法は、昭和四十三年に制定されたものでありますが、近年における消費者を取り巻く社会経済情勢の変化にかんがみ、本法律案では、消費者政策を拡充強化し、もって国民の消費生活の安定と向上を確保するため、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、事業者の責務等を明らかにし、消費者基本

計画の作成について定め、並びに消費者契約の適正化、苦情処理及び紛争解決の促進等に係る基本的施策を拡充するとともに、その推進に必要な体制を整備しようとしており、法律の題名は、消費者保護基本法から消費者基本法に改めることとしております。

委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長山本公一さんより趣旨説明を聴取した後、消費者の権利を明記したことの意義、消費者と事業者との情報格差の是正策、消費者の努力義務規定の趣旨、消費者政策会議の在り方と消費者基本計画の内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。